

八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱

(平成27年3月11日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において新規創業又は第二創業を含めた新事業展開を行う法人又は個人事業者の経営支援を図ることで、本市への定住促進及び雇用拡大につなげるため、その経費の一部に対し、補助金を交付することに関し、八女市補助金交付規則（昭和46年八女市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 事業を営んでいない者又は新設した法人が本市域内において事業を開始することをいう。
- (2) 第二創業 本市域内において既に事業を営んでいる個人又は法人の後継者が先代から事業を引き継ぎ、かつ、事業転換を行い新事業又は新分野に進出することをいう。
- (3) 新事業展開 既に事業を営んでいる個人又は法人が既存事業を維持し、本市域内において新事業又は新分野に進出することをいう。
- (4) 新規創業補助金 この要綱の規定により、新規創業を行う者に対し、交付する補助金をいう。
- (5) 新事業展開補助金 この要綱の規定により、第二創業又は新事業展開を行う者に対し、交付する補助金をいう。
- (6) 補助金 新規創業補助金及び新事業展開補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、福岡県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種を営み、かつ、別表に掲げる要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、対象者から除外するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有しているとき。

(2) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業と認められるとき。

(3) 過去にこの要綱による新事業展開補助金又は八女市ものづくり推進事業補助金交付要綱（平成28年3月30日決裁）による補助金を受けているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとしたとき。

（補助金の種類及び対象経費）

第4条 補助金の対象経費は、補助金の交付申請日が属する年度の3月31日までに完了する事業に係る経費のうち、次に掲げる経費の合計額とする。ただし、当該経費で本市及び国、県その他の機関から補助金その他これらに類する金銭又は物件を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費から差し引くものとする。

(1) 開業（新事業展開を含む。）又は法人設立に伴う司法書士若しくは行政書士に支払う申請資料作成に係る経費。ただし、登記等に要する登録免許税、定款認証料、収入印紙代及び証明書類取得費用を除く。

(2) 補助金交付決定の日から申請年度の3月31日までに係る事務所又は店舗等の借入費。ただし、申請者本人又は3親等以内の親族が所有する不動産等、住居部分の借入費並びに対象物件の借入に伴う敷金、礼金、保証金、仲介手数料、火災保険料及び地震保険料を除く。

(3) 事業所、店舗等の開設に伴う外装工事又は内装工事費。ただし、住居部分を除く。

(4) 設備費（申請する事業において、直接必要とする機械装置、工具、器具、備品に係る購入費又は補助金交付決定の日から申請年度の3月31日までに係るリース料又はレンタル料に限る。）。ただし、購入費用が50万円を超えるものについては、できる限りリース又はレンタルを推奨するが、購入する場合は、その必要性を示す書類を別途提出すること。

(5) 試供品又はサンプル品の製作に係る原材料費。ただし、販売又は売上につながるものを除く。

(6) 広報費（広報宣伝費、パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出展費用をいう。）。ただし、単なる切手の購入に係る費用を除く。

(7) 試作品、サンプル等の製作に係る第三者への外注費。ただし、販売又は売上につながるものを除く。

(8) 委託費（事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託又は委任するため

の費用をいう。)。ただし、販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造委託及び開発委託に係る費用を除く。

2 前項の規定にかかわらず、新規創業、第二創業又は新事業展開の事業の用に直接供しないと認められるものは、対象経費から除くものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、一申請当たりの限度額は、50万円とする。

（交付申請）

第6条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市新規創業・新事業展開補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

（1） 新規創業補助金を受ける者にあつては、八女市新規創業事業計画書（様式第2号の1）、新事業展開補助金を受ける者にあつては、八女市新事業展開事業計画書（様式第2号の2）

（2） 誓約書（様式第3号）

（3） 市が指定した創業塾等受講証明書（様式第4号）及び八女商工会議所又は八女市商工会が経営指導等を行った旨の証明書（様式第5号）。ただし、市が指定した創業塾等受講証明書については、当該塾等の修了証書の写しに代えることができる。

（4） 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）

（5） 開業届の写し（個人事業主に限る。）

（6） 営業許可証の写し（許可を必要とする業種の場合に限る。）

（7） 事業所等の賃貸借契約書等の写し又はこれに類するもの（賃貸借の場合に限る。）

（8） 福岡県経営革新計画承認事業者に係る承認書の写し（第二創業者を除き、新事業展開補助金申請を行う者に限る。）

（9） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、所管課長をして当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、八女市新規創業・新事業展開補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するもの

とする。

- 2 市長は、前項に基づき書類の審査を行った結果、補助金の交付対象とならないと認めるときは、八女市新規創業・新事業展開補助金不採択決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第8条 前条第1項に定める交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は交付決定の通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、八女市新規創業・新事業展開補助金変更承認申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更のときは、この限りでない。

- 2 交付決定者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、かつ、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）

したときは、八女市新規創業・新事業展開補助金実績報告書（様式第9号）に必要な書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて当該職員をして実施調査等を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、八女市新規創業・新事業展開補助金交付確定通知書（様式第10号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、八女市新規創業・新事業展開補助金交付請求書（様式第11号）により市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることが

できる。

- (1) 補助金を受けた新規創業又は新事業が、当該補助金を受けた翌年度から2年以上継続しなかったとき。
- (2) 法人にあつては、事業所登記を市外へ移したとき。
- (3) 個人事業主にあつては、住所を市外へ移したとき。
- (4) 申請書又は実績報告書に記載した内容等に偽りその他不正があるとき。
- (5) 補助対象経費である備品等を転売又は目的以外に使用しているとき。
- (6) 前4号に掲げるもののほか、市長が特にその必要を認めるとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行し、八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	要 件	備 考
新規創業 補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助申請する事業計画又は経営計画について八女商工会議所若しくは八女市商工会の経営指導員等から経営指導を受けた者 2 市が指定した創業塾等を受講した者 3 法人にあつては、申請時において市内に事業所を有し、事業所登記を行っている者のうち、市税及び税外徴収金の滞納がないもの 4 個人にあつては、申請時において市内に住所及び事務所を有している者のうち、市税、国民健康保険税又は税外徴収金の滞納がないもの 	<p>市が指定した創業塾等の受講については補助金の交付が完了するまでに受講すること。</p>
新事業展開補助金 （第二創業を含む）	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助申請する事業計画又は経営計画について八女商工会議所若しくは八女市商工会の経営指導員等から経営指導を受けた者 2 福岡県経営革新計画承認書を受けて、その計画期間内に当該補助事業が完了するもの（第二創業に該当するものを除く。） 3 法人にあつては、申請時において市内に事業所を有し、事業所登記を行っている者のうち、市税及び税外徴収金の滞納がないもの 4 個人にあつては、申請時において市内に住所及び事務所を有している者のうち、市税、国民健康保険税又は税外徴収金の滞納がないもの 	

様式第1号（第6条関係）

八女市新規創業・新事業展開補助金交付申請書

年 月 日

八女市長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年度八女市新規創業・新事業展開補助金の交付を受けたいので八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

1 補助金の種類	<input type="checkbox"/> 新規創業補助金 <input type="checkbox"/> 新事業展開補助金 ※該当する補助金へ✓を入れる。
2 事業名及び概要	
3 補助金の申請額 ※注	円
4 補助事業の完了予定日	年 月 日

（添付書類） ※注）新規創業補助金、新事業展開補助金ともに対象経費の2分の1で上限50万円

- (1) 新規創業補助金を受ける者にとっては、新規創業事業計画書（様式第2号の1）、新事業展開補助金を受ける者にとっては、新事業展開事業計画書（様式第2号の2）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 市が指定した創業塾等受講証明書（様式第4号）八女商工会議所又は八女市商工会が経営指導等を行った旨の証明書（様式第5号）
- (4) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る）
- (5) 開業届の写し（個人事業主に限る）
- (6) 営業許可証の写し（許可を必要とする業種の場合に限る）
- (7) 事業所等の賃貸借契約書等の写し又はこれに類するもの（賃貸借の場合に限る。）
- (8) 福岡県経営革新計画承認事業者に係る承認書の写し（第二創業者を除く、新事業展開補助金申請を行う者のみ）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

様式第2号の1（第6条関係）

八女市新規創業事業計画書

1 申請者の概要等

ふりがな 代表者氏名		性別		生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)
連絡先住所等	〒 ー			本事業創業直前の職業	
	TEL				
	FAX				
	E-mail				
事業以外の事業経営経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営したことがない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがある。 ※注該当するものに✓を入れる。				
職歴	年 月				
	年 月				

2 実施形態

開業・法人設立日（予定日）	年 月 日 注）補助事業期間内に開業又は法人設立を行うこと				
ふりがな 法人名（屋号）					
事業実施地 (予定地)	〒 ー			事業形態	
主たる業種 (日本標準産業分類中分類を記載)	中分類名： コード(2桁)：				
役員・従業員数	合計	名	内訳	①役員： (法人のみ)	名 (うち大企業の役員又は職員を兼ねている者： 名)
				②従業員：	名
				③パート・アルバイト：	名
事業に要する許認可・免許等 (必要な場合のみ記載)	許認可・免許等名称： 取得見込み時期：				

2 事業内容

①事業の具体的な内容				
②本事業の動機・きっかけ及び将来の展望				
③本事業の知識、経験、人脈、熱意				
④本事業全体に係る資金計画				
【新事業の立ち上げ（準備から補助事業期間の終了までに必要な全ての資金と調達方法を記載してください。）】				
	必要な資金	金額	調達方法	金額
設 備 資 金			自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先)	
			市補助金	
	設備資金の合計			
運 転 資 金			その他（市以外の補助金 等）	
	運転資金の合計			
	合 計		合 計	

金融機関から資金調達見込み ※該当するものに✓を入れる。

- 既に調達済み 補助事業実施期間中に調達見込み

⑤事業スケジュール			
実施時期	具体的な実施内容		
1年目			
2年目			
3年目			
⑥売上・利益等の計画			
	1年目 (年月～年月期)	2年目 (年月～年月期)	3年目 (年月～年月期)
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)売上原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益 (a-b)	千円	千円	千円
(d)販売管理費	千円	千円	千円
営業利益(c-d)	千円	千円	千円
従業員数	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)	人 (うちパート・アルバイト)
積算根拠			

3 経費明細表

(単位：円)

事業経費項目	補助対象経費	補助金 交付申請額 (A×1/2以内)	積算内訳・説明
①開業又は法人設立に伴う申請書類作成等に係る経費	()		
②店舗等の借入費（補助金交付決定の日から当該申請年度の3月31日まで）	()		
③店舗等開設に伴う内装・外装工事費	()		
④設備費（リース、レンタルの場合は、補助金交付決定の日から当該申請年度の3月31日まで）	()		
⑤試作品等製作に係る原材料費	()		
⑥広報費	()		
⑦試作品等外注費	()		
⑧委託費	()		
	(A)	(B)	
合 計	円 ()	円 ()	

備考

- 1 対象経費については、その根拠となる見積書等の写しを添付すること。
- 2 この様式は、必要に応じ所要の調整をして使用することができる。
- 3 補助対象経費の欄には、国の補助金を受ける場合は、上段に市補助金のみの対象経費を記入し、下段に（ ）書きで国の補助金対象経費を記入すること。

様式第2号の2（第6条関係）

八女市新事業展開事業計画書

1 申請者の概要等

ふりがな 法人名（屋号）					開業・法人 設立日	年 月 日
資本金（出資金） 会社のみ		千円 千円 （うち大企業からの出資：			従業員数	名 （うちパート・アルバイト： 名）
代表者 （代表者が 複数の場 合、枠を 増やして 全て記 載）	事業 承継前	ふりがな 氏名		性別	生年月日（年齢）	年 月 日 （ 歳）
	事業 承継後	ふりがな 氏名		性別	生年月日（年齢）	年 月 日 （ 歳）
		職 歴		年 月		
		年 月				
事業承継日（予定日）		年 月 日				
連絡先住所等		〒 -			事業実施責任者名	
					TEL	

業 種 （日本標準産業分類細分類を記載）	現在	細分類名：	コード（4桁）：
	新事業	細分類名：	コード（4桁）：
新事業の実施地（予定地）		〒 -	
新事業に要する許認可・免許 等（必要な場合のみ記載）		許認可・免許等名称： 取得見込み時期：	

経営状況表（直近2期分の法人全体の実績を記載）

	年 月～ 年 月期	年 月～ 年 月期
売上高	千円	千円
経常利益	千円	千円
資本合計（資本の部の合計額、法人のみ記入）	千円	千円
借入金（長期借入+短期借入）合計	千円	千円
従業員数（ ）は、うちパート・アルバイト数）	人 （ 人）	人 （ 人）

2 事業内容

①事業の具体的な内容				
②新分野進出・新事業展開を行う動機・きっかけ及び将来の展望				
③本事業の知識、経験、人脈、熱意				
④本事業全体に係る資金計画				
【新事業の立ち上げ（準備から補助事業期間の終了までに必要な全ての資金と調達方法を記載してください。）】				
必要な資金		金額	調達方法	金額
設 備 資 金			自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先)	
			市補助金	
	設備資金の合計			
運 転 資 金			その他（市以外の補助金 等）	
		運転資金の合計		
合 計			合 計	

金融機関から資金調達見込み ※該当するものに✓を入れる。	
<input type="checkbox"/> 既に調達済み	<input type="checkbox"/> 補助事業実施期間中に調達見込み

⑤事業スケジュール			
実施時期	具体的な実施内容		
1年目			
2年目			
3年目			
⑥売上・利益等の計画			
	1年目 (年月～年月期)	2年目 (年月～年月期)	3年目 (年月～年月期)
(a)売上高	千円	千円	千円
(b)売上原価	千円	千円	千円
(c)売上総利益 (a-b)	千円	千円	千円
(d)販売管理費	千円	千円	千円
営業利益(c-d)	千円	千円	千円
従業員数	(うちパート・アルバイト) 人	(うちパート・アルバイト) 人	(うちパート・アルバイト) 人
積算根拠			

3 経費明細表

(単位：円)

事業経費項目	補助対象経費	補助金 交付申請額 (A×1/2以内)	積算内訳・説明
①新事業展開に伴う申請書類作成等に係る経費	()		
②店舗等の借入費（補助金交付決定の日から当該申請年度の3月31日まで）	()		
③店舗等開設に伴う内装・外装工事費	()		
④設備費（リース、レンタルの場合は、補助金交付決定の日から当該申請年度の3月31日まで）	()		
⑤試作品等製作に係る原材料費	()		
⑥広報費	()		
⑦試作品等外注費	()		
⑧委託費	()		
	(A)	(B)	
合 計	円	円	
	()	()	

備考

- 1 対象経費については、その根拠となる見積書等の写しを添付すること。
- 2 この様式は、必要に応じ所要の調整をして使用することができる。
- 3 補助対象経費の欄には、国の補助金を受ける場合は、上段に市補助金のみの対象経費を記入し、下段に（ ）書きで国の補助金対象経費を記入すること。

誓 約 書

年 月 日

八女市長

（申請者）住 所

氏 名

印

私は、八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱の適格者として補助金を受けるに当たり、次のことを誓約します。

- 1 八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱の趣旨を理解し、申請する事業において、目標が達成できるように鋭意努力し、将来的には、定住促進並びに雇用拡大につながるように事業に専念いたします。
- 2 八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付を取り消され、又は補助金の全部若しくは一部の返還を請求されても異議ありません。

様式第4号（第6条関係）

市が指定した創業塾等受講証明書

年 月 日

八女市長

住 所

実施機関名

代表者氏名

印

次の者は、八女市新規創業補助金の交付申請に当たり、八女市が指定した創業塾等下記のとおり受講したことを証明いたします。

記

創 業 塾 等 名		
受 講 年 月 日		
受 講 会 場 名		
講 師 名		
受 講 者	氏 名	
	住 所	
	生年月日（年齢）	年 月 日生（満 歳）
	開業予定業種	
	開業予定時期	年 月 日 頃
その他、特に記載すべき事項		

様式第5号（第6条関係）

八女商工会議所又は八女市商工会が経営指導等を行った旨の証明書

年 月 日

八女市長

住 所

指導組織名

代表者氏名

印

次の者は、八女市新規創業・新事業展開補助金の交付申請に当たり、八女商工会議所又は八女市商工会の経営指導員等によって経営指導を行ったことを証明いたします。

事業所名	
事業主氏名	
事業所住所	
業種名	
補助金の種類	<input type="checkbox"/> 新規創業補助金 <input type="checkbox"/> 新事業展開補助金
事業開始予定年月日	年 月 日 ～
経営指導等を受けた時期	年 月 日 ～
経営指導等担当者氏名	
その他、特に記載すべき事項	

様式第6号（第7条関係）

八女市新規創業・新事業展開補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった八女市新規創業・新事業展開補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 新規創業補助金 _____ 円
新事業展開補助金 _____ 円

2 補助金交付予定時期 補助金交付対象事業完了日以後

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又はその遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、八女市新規創業・新事業展開補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第7号（第7条関係）

八女市新規創業・新事業展開補助金不採択決定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けをもって申請のあった八女市新規創業・新事業展開補助金について、下記のとおり不採択とすることに決定したので通知します。

記

不採択の理由

様式第8号（第8条関係）

八女市新規創業・新事業展開補助金変更承認申請書

年 月 日

八女市長

（申請者）

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた八女市新規創業・新事業展開補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認願います。

記

1 変更区分 （ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）

2 変更内容

様式第9号（第9条関係）

八女市新規創業・新事業展開補助金実績報告書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	<input type="checkbox"/> 新規創業補助金 _____ 円 <input type="checkbox"/> 新事業展開補助金 _____ 円
2 補助対象経費確定額	
3 補助金の精算額	
4 補助金精算額の算出根拠	
5 補助事業開始年月日	
6 補助事業完了年月日	

(添付書類)

- (1) 補助事業の実施状況又は成果を証する書類の写し
- (2) 補助対象経費確定額を証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第10号（第10条関係）

八女市新規創業・新事業展開補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

八女市長 印

年 月 日付けで報告のあった八女市新規創業・新事業展開補助金について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

新規創業補助金 金 _____ 円

新事業展開補助金 金 _____ 円

様式第11号（第11条関係）

八女市新規創業・新事業展開補助金交付請求書

年 月 日

八女市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定通知のあった八女市新規創業・新事業展開補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付確定額 新規創業補助金 _____ 円

新事業展開補助金 _____ 円

2 請求額 _____ 円

3 振込先情報

振込先金融機関・支店名	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	